

[別紙様式 3]

**「山口県特別支援教育ビジョン実行計画(第2期)見直し(案)」に対する
意見の募集結果について**

「山口県特別支援教育ビジョン実行計画(第2期)見直し(案)」に対して県民の皆様から提出いただきましたご意見、これに対する県の考え方、及びこのたび作成した「山口県特別支援教育ビジョン実行計画(第2期)見直し」を公表します。

1 公表する資料

- (1) 「山口県特別支援教育ビジョン実行計画(第2期)見直し」(概要)
- (2) 「山口県特別支援教育ビジョン実行計画(第2期)見直し」(全文)
- (2) 「山口県特別支援教育ビジョン実行計画(第2期)」(関連資料)

2 提出いただいた意見とそれに対する県の考え方

- (1) 意見の募集期間 平成25年12月25日(水)から平成26年1月24日(金)まで
- (2) 意見の件数 19人 49件
- (3) 意見の内容と県の考え方

<注1> 本文中の「山口県特別支援教育ビジョン実行計画(第2期)見直し(案)」は、「見直し案」と表記しています。また、「山口県特別支援教育ビジョン実行計画(第2期)」は「実行計画」と表記しています。

<注2> 提出いただいたご意見が同様の主旨の場合は、まとめさせていただいています。

意見の内容	意見に対する県の考え方
【「見直し案」(今回見直した部分)に対する意見】	
IV 1 (1) 総合支援学校における教育の充実<11件>	
個別の教育支援計画の内容の充実と評価・改善を一層進めるとともに、自閉症のある児童生徒の教育に関する実践研究の成果の評価と普及の徹底を望む。	各総合支援学校では、保護者や関係機関の方々の参画を得ながら、個別の教育支援計画の評価の信頼性を高めることをめざしています。
各支援学校における自閉症の特性に応じた指導や支援についての研修の取組をどのように評価しているのか。 また、自閉症のある児童生徒の教育に関する教職員の適性等を考慮することも必要ではないか。	自閉症のある児童生徒の教育については、実践研究の成果を活用しやすい形にまとめ、各学校で検証を進めるとともに、専門性の高い教員を講師とする研修や、効果的な研修内容・方法についての協議を行うなど、各総合支援学校の組織としての教育力の向上に努めることとしています。
自閉症のある児童生徒の教育は、学校や先生によって方法が異なると聞くが、うまくいっている学校や先生からもっと学んでほしい。	
障害の程度や就労するか否かにかかわらず、他者とのコミュニケーションを基礎にして、一緒に生活し、働く力を育てるべきである。職業教育、青年期教育が、社会参加にふさわしい人格的な発達を保障する方向で取組を進めてほしい。	各総合支援学校では、これまでも、障害の種類や程度にかかわらず、きめ細かな進路指導や職業教育に努めてきました。
一般就労への促進と同時に、障害が重度の児童生徒の進路指導の充実もお願いしたい。	引き続き、全ての障害のある児童生徒のニーズに応じたキャリア教育を推進するとともに、より専門的な職業教育を行うことのできる教育環境の整備について検討することとしています。
総合支援学校の高等部生徒の増加に伴い、総合支援学校中学部出身者と中学校出身者が混在し、障害の重い生徒への教育が軽んじられる懸念がある。高等特別支援学校の新設も検討すべきである。	

意見の内容	意見に対する県の考え方
<p>企業等のニーズや地域の実情等を踏まえた新しい作業学習や資格取得等についても検討するなど、自立と社会参加をめざす職業教育の充実に期待する。</p> <p>また、職業教育の充実を図るためには、施設設備の充実はもちろんだが、教員の意識や専門性の向上も必要である。</p>	<p>各総合支援学校では、企業関係者や障害者就業・生活支援センター職員等の参画により、作業学習の改善を図っており、引き続き、教員の専門性の向上、作業内容の見直し、施設設備の整備に向けた取組について検討を進めることとしています。</p>
<p>職業教育の更なる充実には、就労につながる作業学習の内容や教育施設の整備が特に大切である。</p> <p>県立高校の再編も進んでいることもあり、使われなくなった校舎や施設の活用も考えるとよい。</p>	<p>より多くの生徒に就労の選択肢を提供できる専門的な職業教育を行うための環境整備について検討を進める中で、ご意見を踏まえ、既存施設の有効活用も検討することとしています。</p>
<p>学校には、子どもたちの働く意欲を高める充実したキャリア教育を求める。いつの時代もかわらないものを育てる作業学習はもちろん、時代の変化に応じた作業種目の充実も大切である。</p> <p>また、コミュニケーションを育む観点も大事にしてほしい。</p>	<p>児童生徒の多様な進路希望に対応するため、引き続き、キャリア教育を推進するとともに、個別の教育支援計画の活用や就労支援のネットワークとの連携の強化に努めることとしています。</p>
<p>特別支援学校の卒業生の就労に力を入れてほしい。</p> <p>子どもの進路希望や適性に応じた職業が選択できるよう、多様な体験ができる作業学習が行えるとよい。</p>	<p>校内において、企業等で行われる実際の業務を体験したり、より多くの地域の方々と協働したりする作業学習についても検討することとしています。</p>
<p>視覚障害のある幼児児童生徒の集団を確保し、視覚障害者のためのスポーツや文化を体験できる場を設けるようにしてほしい。</p> <p>また、在籍している学校において専門的な教育を受けることができるよう、指導者の育成・配置に努めてほしい。</p>	<p>視覚障害教育センターの拡充に伴う地域の相談支援の充実について検討する中で、視覚障害教育に関する専門性の向上や、視覚障害のある児童生徒の交流及びスポーツ体験の機会の提供等も検討することとしています。</p>
IV 1 (2) 特別支援教育の拠点としての総合支援学校<15件>	
<p>原則5障害対象の特別支援学校の総合化を抜本的に見直し、対応する障害種別を明確にすること。</p> <p>また、聴覚障害教育センター、視覚障害教育センターの県下3か所への拡充に当たっては、3名以上の教員の別枠配置、視覚障害、聴覚障害の通級指導教室の開設などの条件整備を行うこと。</p>	<p>総合支援学校は、障害の状態や程度の異なる児童生徒が、地域の学校で互いのよさを認めながら学ぶことをめざしています。また、今後拡充するセンターにおいて、専門性の高い教員による教育相談等を実施することにより、視覚障害、聴覚障害のある幼児児童生徒への支援を充実することとしています。</p>
<p>視覚障害のある児童生徒は、地域の学校で集団参加しながら、「自分の障害を理解してもらえない孤独感」を感じている人が少なくない。</p> <p>視覚障害がある同世代の者同士の交流の機会の増加やピアカウンセリングの充実とともに、進路相談などを適切に行えるようにしてほしい。</p>	<p>今後拡充する視覚障害教育センターにおいて、視覚障害のある児童生徒の交流の場の提供について検討することとしています。</p>

意見の内容	意見に対する県の考え方
<p>県央・県北の障害児の長時間通学と学校過密化解消のため、美祢・長門地域への特別支援学校の新設を計画すること。また、特別支援学校設置基準が策定されるよう国に働きかけること。</p>	<p>ご指摘の地域を含め、近辺に総合支援学校が設置されていない地域の実情等をきめ細かく把握し、一定数の学習集団を継続的に確保・維持することが見込まれる場合には、総合支援学校に在籍する児童生徒が、障害の状態や生活年齢等に応じた専門的な教育を、より身近な地域で受けるとともに、交流及び共同学習の充実を図ることができる仕組みなど、地域の実情に即した教育環境の整備を検討することとしています。</p>
<p>美祢市は、長門、下関、山陽小野田、山口、宇部から30分強で通える。また、若年者を中心に支援を要する人もいる。今後の総合支援学校の在り方を明確にするため、小・中・高の学校数と特別支援学級数、児童生徒数を記載してはどうか。</p>	
<p>地域住民や同年代の児童生徒との相互理解、地域と連携した防災教育、特別支援教育の理解啓発の促進のためにも、近辺に総合支援学校が設置されていない地域の障害のある幼児児童生徒数等の長期的な見通しに基づく学校の設置を希望する。</p>	
<p>障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ観点から、障害のある子どもが地域の学校で学ぶ具体的な手立てを早急に検討する必要がある。</p>	
<p>総合支援学校の在籍者数の増加への対応のため、学校の設置が必要となる地域を明らかにするとともに、年度ごとの整備計画を提示してほしい。</p>	<p>総合支援学校に在籍する児童生徒の増加等に伴い、教室の増築等を行うとともに、児童生徒の障害の状態や学校の実情を考慮しながら、教職員を配置してきたところです。</p>
<p>総合支援学校では、敷地内の物理的スペースが不足しており、学校としての対応に限界がある。</p>	<p>総合支援学校の入学者等の予測は難しいことから、年度ごとの整備計画の提示は困難な状況にあります。引き続き、児童生徒数の推移を注視し、各学校の教室の使用状況、現有の学校の規模、老朽化への対応等を総合的に勘案しながら、教育環境の整備を進めることとしています。</p>
<p>総合支援学校では、教室不足への対応として、増築でなく特別教室等が教室に転用されている。運動場が狭く、プールのない学校もある。特別支援学校の設置基準策定を国に要望してほしい。</p>	
<p>国の施設整備関係の補助事業を活用し、総合支援学校の教室や給食設備の不足に早急に対応してほしい。空き教室の活用を検討してほしい。</p>	
<p>総合支援学校の在籍者数が急増し、教室が不足している。授業を廊下の一角で行ったりする場合や、間仕切りをしたりしている状況がある。</p> <p>また、旧知的障害養護学校では、廊下やトイレ等の抜本的な改修が必要である。</p>	
<p>もう一步踏み込んで、総合支援学校の新設や分校開設等に向けた意志を示してほしい。</p> <p>山口養護学校以降、学校の新設を行わず、通学バスの増便や路線延長で対応してきたために、片道が60分を超える通学バスが増え続けている。</p> <p>また、児童生徒増に伴う教室不足や過密化、学校の大規模化に対応する教職員の配置が十分とは言えず、安全面でも不安が指摘されている。</p> <p>このように、特別支援教育の拠点としての総合支援学校と呼べない状況が放置されていることが課題とされていないのは納得できない。</p>	

意見の内容	意見に対する県の考え方
<p>地域と総合支援学校が連携し、学びながら働き、働きながら学ぶ体制づくりが求められる。地域に総合支援学校があると、共にふれあい共に学ぶことも増えてくる。</p> <p>実行計画には、地域とのかかわり、総合支援学校を卒業した子供たちの受け入れ態勢を具体的に記載してほしい。</p>	<p>総合支援学校では、ボランティア等が参画する学校行事、児童生徒の居住地にある学校との交流及び共同学習、地域の企業等における現場実習等に努めています。</p> <p>引き続き、開かれた学校づくりや地域との連携による教育活動の充実、関係機関等と連携した卒業後の相談支援を進めることとしています。</p>
<p>近辺に総合支援学校がない地域に学校を設置する場合、専門性のある教員を配置してほしい。</p>	<p>学校を設置する場合には、ご意見を踏まえ、高い専門性を有する教員の配置に努めることとしています。</p>
<p>本県の特別支援学校は、エリアが非常に広く、遠距離通学を余儀なくされている。また、多くは「地域に根ざした学校」としての地理的・物理的な条件を満たしているとは言えない。</p> <p>5障害を対象とする特別支援学校の総合化は、教職員配置や施設整備等の対応のないままで行われたため、特別支援学校の専門性の低下を招いている。在籍児童生徒の急増による教室不足や、学校行事及び生徒指導上の困難、障害の重い子どもへのきめ細かな指導の難しさも生じている。</p> <p>計画の見直しに当たって、地域に根ざす特別支援学校の新設、高等特別支援学校の新設、各特別支援学校が対象とする障害の特定、専門性の担保や障害の重い子どもへのきめ細かな教育を可能とする定数改善等を具体化してほしい。</p>	<p>本県では、平成23年1月に作成した『山口県特別支援教育ビジョン』の第2期実行計画に基づき、特別支援教育の推進のための取組を進めており、各学校で全校体制での支援が行われるなど、一定の成果をあげてきました。</p> <p>このような中、総合支援学校の児童生徒の増加や障害の多様化等の課題に対応するため、第2期実行計画の見直しを行うこととしたところです。</p>
IV 1 (3) 学習環境の充実<1件>	
<p>総合支援学校によっては、車いすを利用した避難が困難な状況もあり設備の充実が求められる。</p> <p>また、総合支援学校には、災害時の一時避難所、その後の福祉避難所としての役割が期待されている。</p> <p>避難所の指定は学校長の判断だと聞いているが、総合支援学校が地域での役割を果たしつつ、児童生徒にとっても安心できる避難所としての役割も果たすことができるよう、市町との協議を進めることについて、学校長に指導していただきたい。</p>	<p>全ての幼児児童生徒の安全の確保に向けて、各総合支援学校における防災教育の充実や教職員の危機対応力の強化とともに、必要となる施設設備についても、各学校と協議しながら整備することとしています。</p> <p>また、各学校の実情を踏まえ、地域の方々の参画を得た避難訓練の実施や、福祉避難所の指定への協力についても検討するなど、地域との連携を図ることとしています。</p>
VI 4 理解啓発の推進<2件>	
<p>理解啓発は共生社会の形成に欠かせない。</p> <p>フォーラムは、全市町とはいかないまでも、県内4か所(岩国、山口、下関、萩)程度の開催が望ましい。</p> <p>難しければ、東部、西部各1か所からでもよい。</p>	<p>身近な地域で特別支援教育について学ぶことのできる機会の設定や、フォーラム等の内容・方法の工夫により、広く県民の方々の理解を一層促進できるよう取組を進めることとしています。</p>

意見の内容	意見に対する県の考え方
Ⅶ 1 教職員の専門性と研修<1件>	
<p>特別支援学級・特別支援学校における営みは、「人格の完成」をめざし、教師と子どもの人格的交流を基礎にして、子どもの人間的な要求やねがいを読み取り、応えていくものである。</p> <p>P D C A サイクル、数値目標、個別化などの手法が学校現場に強く求められているが、豊かな人格形成をめざすことが教育の営みであるという観点に立った実践的指導力向上の取組を強く求める。</p>	<p>山口県教育振興基本計画においては、「知・徳・体の調和のとれた教育の推進」を施策の柱の一つと位置付けています。</p> <p>また、特別支援教育の推進には障害の特性等を踏まえた一斉指導の工夫や、障害による困難を軽減する個別的な支援等の視点を取り入れた学習指導、学級経営、生徒指導が求められると考えます。</p> <p>引き続き、教員の特別支援教育についての基礎的な知識及び技能の習得と、実践的指導力の向上を支援する取組を進めることとしています。</p>
Ⅶ 3 人事交流の促進<1件>	
<p>短い期間や数年の人事交流で専門性が向上するの疑問を感じる。実践的指導力は、特別支援教育に限らず、教育全体での底上げが必要である。</p> <p>また、貧困や不登校、虐待、心身症や精神疾患、帰国・外国人児童生徒等に総合的な支援が行えるよう、管理職を含め、教員は、福祉行政や相談支援施設、福祉施設等において研修を積むことも必要になってくるのではないかと。</p>	<p>ご指摘の点も踏まえ、引き続き、外部人材の参画も得ながら、研修の充実に努めることとしています。</p> <p>また、不登校等の背景に発達障害等が指摘されることもありますので、保護者等への理解啓発や相談支援にも努めることとしています。</p>
【「第2期実行計画」（今回見直した部分以外）に対する意見】	
■本県特別支援教育の充実・実行計画の推進<2件>	
<p>予算的な裏付けのある実行計画にするための見直しを強く求める。</p>	<p>厳しい財政状況下ではありますが、引き続き、必要な予算の確保に努め、実行計画を推進していくこととしています。</p>
<p>障害者権利条約の批准が、昨年末の国会で承認されたが、条約の理念を踏まえると、総合支援学校における「雨の日は体育館が満杯だから廊下で体育」「音楽室を教室に転用」という状況は、「障害による差別」である。</p> <p>県教委は、財政状況等の困難があるとしても、「学校建設」「多様な障害への対応が可能となる定数配置」等の条件整備に奮闘し、学校現場の教職員を励ましてほしい。</p>	<p>児童生徒の実態や学校の実情、インクルーシブ教育システムの構築等の社会動向等を踏まえ、実行計画の見直しを進めてきました。</p> <p>今後、見直した実行計画に基づいて、本県の特別支援教育を推進することとしています。</p>
■総合支援学校<12件>	
<p>小学部や障害の重い児童生徒の指導を担当する教員の不足が解消されるよう、教職員を大幅に増員すること。また、障害の重度化に見合う教員配置となるよう、標準法の改正を国に要望すること。</p>	<p>学級編制は、標準法に沿って行っているところです。</p> <p>人材の育成については、引き続き、各学校における着任後3年間の研修プログラムや計画的な校内研修の実施、日々の授業におけるO J T等の中で、専門性の向上に努めることとしています。</p>
<p>特別支援学校の人材の育成・確保が不十分。長いスパンで児童生徒を見守り育てていけるよう、専門性のある正規教員の配置をぜひお願いする。</p>	

意見の内容	意見に対する県の考え方
<p>視覚障害のある児童生徒の自立活動の充実のため、専門機関（日本ライトハウスや障害者リハビリテーションセンター等）への教員の派遣研修、県内の福祉機関（視覚障害生活訓練等指導員）や医療機関（視能訓練士）との連携強化が必要である。</p>	<p>各総合支援学校では、これまで培ってきた専門性を生かすとともに、外部専門家の助言を得るなどして、在籍する児童生徒の障害の状態に応じた教育課程の編成を進めているところです。</p> <p>各学校では、引き続き、視覚障害教育センターの相談支援機能を活用するなどして、視覚障害のある児童生徒への適切な指導及び必要な支援に努めることとしております。</p> <p>視覚障害のある児童生徒への自立活動等の専門性の向上や継承についてのご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
<p>視覚障害のある生徒に対する教育を行う高等部は、職業的自立をめざす教育課程しかないため、自力通学や寄宿舎生活が難しい者は入学を断念せざるを得ない。</p> <p>中途失明の方への対応として、生活的な自立をめざす教育課程も必要である。</p>	
<p>視覚障害教育の担当教員が激減し、専門性の継承が困難になっている。人事面の対策が望まれる。</p>	
<p>通学バスのバリアフリー化やマイクロバス等の導入を、県の責任で早急に進めること。</p>	<p>引き続き、児童生徒の障害の状態や学校の状況、地域の実情等を踏まえ、バス事業者との連携を図りながら、通学バスの安全な運行に努めることとしています。</p>
<p>路線によっては、長時間の乗車等で児童生徒の安全、健康面に不安を感じる。添乗員の増員を望む。</p>	
<p>観光バスを使っている路線は、肢体不自由の児童生徒には昇降が非常に危険で、介助者の負担も大きい。</p> <p>自家用車通学でなければ安全が保障されないような通学の在り方を根本から見直してほしい。</p>	
<p>食育の観点から児童生徒と教員が同じ給食を食べることは重要である。給食数を確保してほしい。</p>	<p>引き続き、総合支援学校の在籍者数の増加への対応等を検討する中で、給食の充実に努めることとしています。</p>
<p>障害に応じた食の指導が継続できるよう特別支援学校の給食調理の民間委託化を撤回すること。</p>	
<p>医療的ケアを要する子どもたちの宿泊行事や校外学習が安心・安全に行えるよう、看護師の引率を可能にすること。</p>	<p>医療的ケアを要する児童生徒の校内の安心・安全な環境の整備とともに、校外学習における看護師の支援について研究を進めることとしています。</p>
<p>希望する全ての児童生徒が特別支援学校の寄宿舎を利用できるようにすること。</p> <p>また、岩国地域、周南地域、萩地域などの未設置地域へ寄宿舎を新設すること。</p>	<p>寄宿舎は、通学の利便性を図るために設置しています。引き続き、入舎状況や利用見通し等を踏まえ、設置の経緯や役割、地理的条件、運営等の観点から、今後の在り方を総合的に検討していくこととしています。</p>
<p>■小・中・高等学校等＜4件＞</p>	
<p>小学校の特別支援学級の編制は、1～3年、4～6年を単位とし、児童生徒が4人以上在籍している特別支援学級は教員を複数配置とすること。</p> <p>また、通級指導教室の増設と教員の配置を進めること。</p>	<p>引き続き、市町教委による計画的な設置と、県教委による市町教委への適切な助言等に努めることとしています。</p>

意見の内容	意見に対する県の考え方
<p>発達障害や自閉症・情緒障害は総合支援学校の対象ではないため、中学校に在籍する障害のある生徒の中には、進路選択に行き詰ってしまう場合がある。今後、学校、保護者、本人が見通しのもてる進路選択ができる体制を構築する必要がある。</p>	<p>早期からのきめ細かな就学相談と適正な就学先の判断につながるよう、引き続き、総合支援学校での事前の教育相談や、市町教委及び関係機関等との連携に努めることとしています。</p>
<p>発達障害のある生徒が安心して教育を受ける場が少ない。高等特別支援学校の設置や、高等学校の特別支援学級設置を検討してほしい。</p>	<p>高等学校における発達障害等のある生徒への支援については、管理職研修会、校内コーディネーター研修会、また、地域コーディネーターによる巡回訪問等を行っています。</p>
<p>高等学校が要請しなければ地域コーディネーターが訪問できない体制は検討が必要である。 幼児期から後期中等教育、高等教育まで見通した支援を行う新たな組織を作ってもよい。</p>	<p>引き続き、各学校の校内支援体制の充実とともに、校種間の支援の継続など、相談支援の実効性の向上に努めることとしています。</p>

山口県教育庁特別支援教育推進室

担当：山本朋宏

電話：083-933-4615

FAX：083-933-4619

Eメール：a503001@pref.yamaguchi.lg.jp